

日付：令和6年7月16日

○長浜市個人情報の保護に関する法律等施行規則

令和5年3月10日規則第20号

長浜市個人情報の保護に関する法律等施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長浜市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

第2条 この規則で使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第19条において「令」という。）及び条例で使用する用語の例による。
(保護管理者)

第3条 個人情報の適切な管理を行うため、各所属（長浜市行政組織及び事務分掌規則（平成18年長浜市規則第5号）第2条に規定する課室その他これに準ずるものをいう。）に保護管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 保護管理者は、個人情報の収集、保管及び利用を適正に管理するとともに、所属職員への指導及び監督を行わなければならない。

(目的外利用の手続)

第4条 法令又は法第69条第2項の規定により、目的外利用（利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することをいう。以下同じ。）しようとする保護管理者は、当該個人情報を保有する保護管理者に対し、保有個人情報目的外利用申請書（様式第1号）により申請するものとする。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認めるときは、口頭で申請することができる。

2 前項本文の規定による申請を受けた保護管理者は、その可否を決定し、その結果を保有個人情報目的外利用決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 第1項ただし書の規定による申請を受けた保護管理者は、その可否を決定し、その結果を口頭により通知することができる。この場合において、当該保護管理者は、その経過及び内容を記録しておかなければならない。

(外部提供の手続)

第5条 法令又は法第69条第2項の規定により、外部提供（利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することをいう。以下同じ。）を行うときは、当該外部提供を受けようとする者にあらかじめ保有個人情報外部提供申請書（様式第3号）又はこれに準ずる様式により申請させるものとする。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。

2 前項本文の規定による申請を受けた保護管理者は、その可否を決定し、その結果を保有個人情報外部提供決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項ただし書の規定による申請を受けた保護管理者は、その可否を決定し、その結果を口頭により通知することができる。この場合において、当該保護管理者は、その経過及び内容を記録しておかなければならない。

4 前2項の規定による通知をするときは、次に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 個人情報の秘密の保持及び漏えい等の防止
- (2) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止
- (3) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (4) 使用後の個人情報の返還又は廃棄
- (5) 事故発生時における報告義務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な事項
- (7) 前各号に違反した場合における提供の取消し及び提供に係る個人情報の返還に関する事項
(委託及び指定管理者の指定に係る措置)

第6条 個人情報の取扱いを伴う業務を委託しようとするとき、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、次に掲げる事項（業務の性質又は目的により該当のない事項を除く。）を委託契約書又は公の施設の管理に関する協定書に明記しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱責任者及び取扱者の報告
- (2) 個人情報の秘密の保持及び漏えい等の防止
- (3) 個人情報の収集の制限
- (4) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (6) 再委託の禁止又は制限
- (7) 業務終了後の個人情報の返還又は廃棄
- (8) 処理状況の報告及び調査に応じる義務
- (9) 事故発生時における報告義務
- (10) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な事項
- (11) 前各号に違反した場合における契約解除、指定の取消し、業務の全部又は一部の停止命令及び損害賠償に関する事項
- (12) 法第176条、第180条、第183条及び第184条に規定する罰則に関する事項
(電子計算機処理に係る適正管理)

第7条 個人情報の電子計算機処理を行うときは、別に定める長浜市情報システム運用管理規程（平成18年長浜市訓令第9号）その他関係例規を遵守し、個人情報の安全確保と適正な管理に努めなければならない。

(個人情報ファイル簿の様式)

第8条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（様式第5号）の集合物とする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第9条 条例第3条第1項第11号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務に係る事業を開始した日（全部が変更された後の個人情報取扱事務の事業にあつては、当該変更後の個人情報取扱事務を開始した日）及び当該事務を登録した日
- (2) 個人情報取扱事務の法令等の根拠
- (3) 取り扱う個人情報の処理形態
- (4) 取り扱う個人情報の記録形態
- (5) 経常的な目的外利用・提供をする根拠
- (6) その他必要な事項

2 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務ごとに作成する個人情報取扱事務登録簿（単票）（様式第6号）の集合物とする。

(開示請求書等)

第10条 条例第4条の開示請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第7号）によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第11条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第8号）
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第9号）

2 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第12条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第11号）によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第13条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第12号)によるものとする。

(事案を移送した旨の通知)

第14条 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第13号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続)

第15条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書(様式第14号)によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書(様式第15号)によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第16号)を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書(様式第17号)によるものとする。

(保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法)

第16条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。)に複製したものの交付

(2) 映像データ(写真等を表示する画像データを含む。) 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴(写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。)

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。)の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ 専用機器により再生したものの聴取又は視聴

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第18号)によるものとする。

(開示請求に係る手数料の免除に関する手続)

第18条 条例第7条第3項の規定による開示請求に係る手数料の免除を受けようとする者は、開示請求書に、開示請求に係る手数料免除申請書(様式第19号)を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該保有個人情報に係る本人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている事実その他特別の理由がある旨を証明する書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、開示請求に係る手数料を免除するときは開示請求に係る手数料の免除決定通知書(様式第20号)を、免除しないときは開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書(様式第21号)を、同項の申請書を提出した者に交付するものとする。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第19条 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 現金、納付書又は郵便切手で納付する方法

- (2) キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネーその他現金を使用しない方式を用いた決済をいう。）で納付する方法（長浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年長浜市条例第2号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により開示請求した場合に限る。）

（訂正請求書等）

第20条 条例第8条の訂正請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求の年月日
 - (2) 訂正請求者の連絡先
 - (3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別
- 2 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第22号）によるものとする。
- 3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

（訂正決定等に係る通知）

第21条 法第93条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（様式第23号）
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 保有個人情報一部訂正決定通知書（様式第24号）
- 2 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定の通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第25号）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第22条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第26号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第23条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第27号）によるものとする。

（事案を移送した旨の通知）

第24条 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第28号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第25条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第29号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第26条 条例第10条の利用停止請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用停止請求の年月日
 - (2) 利用停止請求者の連絡先
 - (3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別
- 2 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第30号）によるものとする。
- 3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

（利用停止決定等の通知）

第27条 法第101条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第31号）

- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報一部利用停止決定通知書(様式第32号)
- 2 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定の通知は、保有個人情報不利用停止決定通知書(様式第33号)により行うものとする。
(利用停止決定等の期限の延長に係る通知)
- 第28条** 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第34号)によるものとする。
(利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知)
- 第29条** 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第35号)によるものとする。
(審査会への諮問)
- 第30条** 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げるの区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。
(1) 開示決定等 諮問書(様式第36号)
(2) 訂正決定等 諮問書(様式第37号)
(3) 利用停止決定等 諮問書(様式第38号)
(4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書(様式第39号)
- 2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書(様式第40号)によるものとする。
(運用状況の公表)
- 第31条** 条例第13条の規定による運用状況の公表は、毎年6月30日までに市ホームページに掲載する方法により行うものとする。
(補則)
- 第32条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
- 附 則**
(施行期日)
- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(長浜市情報公開審査会規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
(1) 長浜市情報公開審査会規則(平成18年長浜市規則第12号)
(2) 長浜市個人情報保護条例施行規則(平成18年長浜市規則第14号)
(3) 長浜市個人情報保護審査会規則(平成18年長浜市規則第15号)
(長浜市農業委員会の委員の選任等に関する規則の一部改正)
- 3 長浜市農業委員会の委員の選任等に関する規則(平成30年長浜市規則第7号)の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第3号までの規定中「、長浜市個人情報保護条例第8条第1項の規定に基づき」を削る。
(長浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部改正)
- 4 長浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則(平成30年長浜市規則第8号)の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第3号までの規定中「、長浜市個人情報保護条例第8条第1項の規定に基づき」を削る。